



児童手当制度改正のお知らせ



児童手当が小学校6年生まで拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。
 小学校第3学年修了前のお子さんを養育されているかたに支給されていた児童手当は、制度が改正され、4月1日から下記のようにになりました。

	改正前	改正後(4/1から)
対象年齢	小学校第3学年修了前 (9歳到達の最初の年度末) 平成8年4月2日以後に生まれた児童	小学校修了前 (12歳到達の最初の年度末) 平成6年4月2日以後に生まれた児童
手当月額	第1子、2子 5,000円 第3子以降 10,000円	
支払時期	2月・6月・10月(定時払い) <u>なお、制度改正による手当(4~9月分)は、10月以降の支払いとなります。</u>	

小学校4年生の児童の保護者

- * 本年3月分まで児童手当を笠松町で受給していた保護者のかたは、4月以降も引き続き支給されます。(申請の必要はありません)
- * 本年3月分まで児童手当を笠松町で受給していなかった保護者のかたは、申請(認定請求書)が必要です。

小学校5・6年生の児童の保護者

- * 現在、小学校3年生以下の児童について児童手当を受給されている保護者のかたは、申請(額改定認定請求書)が必要です。
- * 現在、児童手当を受給されていない保護者のかたは、申請(認定請求書)が必要です。

これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者

- * 所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者のかたは、申請(認定請求書)が必要です。

児童手当に伴う所得制限一覧表		
扶養親族などの数	国民年金加入者	厚生年金など加入者
0人	4,600,000円	5,320,000円
1人	4,980,000円	5,700,000円
2人	5,360,000円	6,080,000円
3人	5,740,000円	6,460,000円
4人	6,120,000円	6,840,000円
5人	6,500,000円	7,220,000円

申請期限は9月30日ですが、早めに手続きをしてください。
本年10月1日以降に申請された場合、申請月の翌月分からの支給となります。
 所得が一定額以上の場合、児童手当が支給されない場合があります。
 公務員のかたは、勤務先での手続きとなります。